

平成 30 年度 第 1 回石狩市地場企業等活性化審議会議事録（要点筆記、委員長署名方式）

日 時：平成 30 年 6 月 22 日（金） 14:00～14:45

場 所：石狩市市役所 3 階 301 会議室

出席者：次のとおり

役職	氏名	出欠	役職	氏名	出欠
会長	北山 雀	○	委員	堀内 智睦	×
副会長	相田 珠美	○	委員	渡辺 由美子	×
委員	中林 義雄	○	委員	浜尾 和美	○
委員	高梨 朝靖	○	委員	泉田 佳久	○
委員	大田 富夫	×	委員	南部 依子	×

事務局：企画経済部産業振興担当部長 百井 宏己

商工労働観光課 課長 中西 章司

商工労働観光課 主幹 吉田 学

商工労働観光課 主査 渡部 隆弘

傍聴人：0 名

1 開会

（1）挨拶 企画経済部産業振興担当部長 百井 宏己

（2）委員紹介

（3）会長及び副会長の選任

会長 北山 雀

副会長 相田 珠美

2 会長挨拶

3 質問

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定について

4 議事

（1）生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定について

【事務局：渡部】

・生産性向上特別措置法が出来ました背景について説明します。

・中小企業の業況は回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあり、また、中小企業が所有している設備は、特に老朽化が進んでおり、生産性向上の足枷となっています。

・今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ること

とを目的としています。

- ・また、今後 3 年間の集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置や、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を協力に後押しするために、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援されています。
- ・こうした状況を踏まえ、市内中小企業・小規模事業者においても同様、深刻な人手不足に直面しており、市内経済の活性化のためには、新たな設備投資による生産性向上が必要不可欠である。
- ・市としても、国の施策と連動しながら、中小・小規模事業者の生産性向上を後押しすべく、「導入促進基本計画」の策定と、償却資産に係る「固定資産税の課税標準」をゼロにする特例措置を講じようとするものであります。
- ・「導入促進基本計画（案）」について、資料 1 により説明します。
- ・この計画（案）につきましては、経済産業省の定めた指針に基づき、策定しています。
- ・1 の先端設備等の導入の促進の目標でございますが、（1）で地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等について記載しています。
- ・（2）の目標ですが、「市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させること」「計画期間中の認定件数を 30 件とすること」としています。
- ・認定件数 30 件については、昨年の「ものづくり・商業・サービス補助金」の採択件数が 6 件、中小企業経営強化法の特例を受けている事業者が 7 件となっていることから、通常で年間 6~7 件が対象となる設備投資を行っているものと推測され、生産性向上特別措置法において、今後 3 年間を集中投資期間と位置付け、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援することとされていることから、5 割増となることを見込み、年間 10 件程度、計画期間 3 年ですので、認定件数を 30 件としています。
- ・（3）の労働生産性に関する目標については、国の指針と同様に目標伸び率を「年率 3% 以上向上すること」としています。
- ・2 の先端設備等の種類については、同法施行規則に定める「全ての先端設備等を対象」としています。
- ・3 の先端設備等の導入の促進の内容に関する事項については、（1）対象地域を「市内全域」、（2）対象業種を「全業種」また、対象となる事業を「労働生産性が年率 3% 以上に資すると見込まれる事業全て」としています。
- ・4 の計画期間については、（1）計画期間として 3 年間とし、（2）の中小企業が策定する先端設備等導入計画の計画期間は、3 年～5 年としています。
- ・5 の配慮すべき事項としまして、（1）の「人員削減を目的とした取り組み」、（2）の「公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない」旨記載しています。
- ・なお、経済産業省の定める指針においては、地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類や業種及び事業等を限定して定めることが可能となっておりますが、計画（案）においては限定することなく、市内の中小企業が生産性向上の設備投資を促進することが出来るよう、経済産業省の指針と同様の要件とした計画（案）としています。

- ・この計画を策定することにより市内の中小企業・小規模事業者については、設備投資した際の固定資産税の減免や、導入する際の補助金の優先採択、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)、更には金融支援策を受けることができます。

【北山会長】

- ・生産性向上特別措置法に基づく導入促進計画の策定について、ただ今説明がありましたが、何かご質問はありますか。
- ・中小企業が先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けることで税制支援や金融支援などを活用することができ、特に補助金の加点を受けることで出来ることです。
- ・本計画の策定時期が遅れることにより、そういう支障措置を受けることが出来なくなり、中小企業に不利益を講ずる恐れがあるので、迅速な対応が求められています。

【事務局：中西課長】

- ・北山会長のお話もあったように、本審議会において計画（案）についての答申をしていただき、その答申内容を踏まえ、内部決定後、経済産業省へ協議を行い同意されましたら、速やかに計画を公表させていただき、中小企業が策定する先端設備等導入計画の申請を受け付け、市の計画と合致する場合は、認定書を交付する運びとなります。
- ・その先端設備等導入計画が認定されると、税制支援や金融支援などを活用することができます。
- ・本審議会において、答申をまとめていただきたいと思っています。

【北山会長】

- ・計画（案）については、国に即した計画となっており、中小企業を支援するために早急に計画を策定する必要があるとの説明です。いかがでしょうか。

【各委員】（早急に策定するよう求める委員より声あり）

【北山会長】

- ・それでは、計画（案）については妥当と判断させていただき、速やかに経済産業省と協議を終え、中小企業の生産性向上の設備投資が促進できるよう整えていただき、また、中小企業への周知をしっかりと図っていただくよう答申することで、よろしいでしょうか。

【各委員】（了承）

5 その他

（1）石狩市地場企業等活性化計画（第4次計画）について

【事務局：渡部】

- ・石狩市地場企業等活性化計画（第4次計画）については、昨年度、地場産財の開発、普及等及び市内における取引関係の強化拡大を通して市内産業の高度化及び多様化、さらには経済の自立性向上を図るため、第4次石狩市地場企業等活性化計画（平成29年度～平成33年度（5年間））を策定したところです。
- ・この第4次石狩市地場企業等活性化計画については、他の産業振興関連計画（農業振興計画・漁業振興計画・観光振興計画）と共に通する課題や振興策など相互の連携を図りながら推進していくものです。
- ・まず、本計画ですが、皆様のお手元にございます「参考資料1：石狩市地場企業等活性化条例」に基づき、策定しております。第1条に目的が明記されておりますが、本条例は、地場産材の開発、

普及等及び市内における取引関係の強化拡大を促進することにより、地場企業等の活性化を図り、もって市内の産業の高度化及び多様化並びに本市の経済の自立性向上に寄与することを目的に、平成 10 年 3 月に制定されています。

- ・この目的にのっとり、地場企業等活性化計画を策定しており、第 1 次計画は、途中 1 回の改訂を経て、平成 11 年度から 16 年度まで、平成 21 年度から 23 年度までが第 2 次計画期間、平成 24 年度から平成 28 年度までの第 3 次計画、そして現在、平成 29 年度から 33 年度の第 4 次計画を推進しているところです。
- ・お手元の参考資料 2 「石狩市地場企業等活性化計画 第 4 次計画」をご参照下さい。こちらの 19 ページに体系図が掲載されておりますが、「重点戦略」「基本方向」「基本施策」と分類されています。
- ・「重点戦略」については、「石狩市地場企業等活性化計画」の上位計画にあたります、市の第 5 期総合計画の戦略目標の 1 つに「石狩の資源からモノや仕事を創り出す」の中に掲げられている内容として、「新たな産業・雇用の創出」、「地域ブランド力の向上」、「地域循環型経済の創出」の 3 つを重点戦略として明記しています。
- ・その「重点戦略」を着実に推進するため、「基本方向」としまして 4 つの柱をぶら下げており、その「基本施策」として、19 の具体的な施策を掲載しています。
- ・その施策の推進状況については、毎年度、検証を行いながら、「石狩市地場企業等活性化計画」を推進して参ります。
- ・なお、本審議会へは、中間年である 3 年目と、最終年の 5 年目に「石狩市地場企業等活性化計画」の進捗状況についてご報告させていただき、施策の評価や課題の抽出などご意見をいただき、本計画の推進に活かして行きたいと考えています。

【北山会長】

- ・石狩地場企業等活性化計画（第 4 次計画）についてご説明がありましたが、ご質問等あればお受けいたしますが、何かございますか。

【各委員】 （了承）

（2）石狩市地場企業等活性化計画（第 4 次計画）の進捗状況について

【事務局：渡部】

- ・昨年度より第 4 次計画がスタートしておりますが、近況の取り組み状況について、ご報告します。
- ・継続事業になりますが、昨年度より「新たな労働力及び後継者の確保」「石狩産品の知名度向上及び販路拡大」「地域商店街の魅力化」に向けた事業を、経済関係団体や商店会との連携を深めながら取り組んでいます。
- ・今年 4 月に開業した道の駅石狩「あいいろーど厚田」は、大変たくさんの方に来場いただいており、来場者数は 20 万人を越え、北部地域の観光拠点になっています。
- ・札幌など都市圏からの誘客の核となる道の駅石狩の開業を機に、市内商業施設への周遊促進に向けた事業として、「割引・特典クーポン付きガイドマップ及びスタンプラリー」や、お手元の参考資料 3 「石狩市探検宝探し～北前舟の財宝を探し出せ！～」をご参照下さい。市内の名所を、暗号を解きながら周遊させる「石狩市探検宝探し」や、参考資料 4 「石狩フォトコンテスト」をご

参考下さい。市内を周遊しながら観光スポットや自然、歴史、伝統、暮らしなど、撮影していたとき、地域の魅力を感じていただく、「石狩フォトコンテスト」などを展開し、市内全域の魅力を発信していきます。

- ・また、北竜町のひまわり祭りに訪れている多くの台湾人観光客を主なターゲットとして、オロロンラインを活用しながら、留萌市、増毛町、石狩市への周遊を促進する目的で、2市2町が連携し協議会を立ち上げ、事業を展開します。
- ・今後も増加が見込まれる訪日外国人を地域に呼び込むことにより、外貨の獲得や外国人との交流を通じた地域の活性化や、道の駅石狩「あいいろーど厚田」を拠点とした石狩北部地域（厚田区・浜益区）の楽しみ方の充実を図りたいと考えています。
- ・私からは、以上です

【北山会長】

- ・石狩地場企業等活性化計画の進捗状況についてご説明がありましたが、ご質問等あればお受けいたしますが、何かございますか。

【各委員】 (了承)

6 閉会

平成20年7月23日 議事録確定

石狩市地場企業等活性化審議会

会長 北山 雄